**間口等除雪支援事業以外の支援について　（総合窓口：福祉課875-5808）**

１．除排雪費用３万円を助成します。【対象：町内会】

事業名　⇒　地域除排雪助成事業（新規）

対象作業　⇒　宅地内・県道・町道の町内会自主的事業による一斉除排雪作業

対象経費　⇒　作業賃金、除雪機・車借上料、軍手などの消耗品、スコップなど

の備品購入、燃料費等

（３万円のうち、１万円を上限として飲食代に充当可）

申請等　⇒　後日、町内会長に詳しい事業内容や申請方法をお知らせ予定

所管担当　⇒　総務課　（ＴＥＬ８７５－５８０１）

　２．排雪用機械を無償で貸し出します（運転手付き）【対象：町内会・ＮＰＯ等の団体】

対象作業　⇒　一斉排雪

貸出機械　⇒　ロータリー車、ショベルローダー、排雪用２㌧ダンプ

利用回数　⇒　一町内あたり、冬シーズン一回だけに限定させていただきます

所管担当 ⇒　建設課　（ＴＥＬ８７５－５８０９）

３．小型除雪機を無償で貸し出しています【対象：町内会・ＮＰＯ等の団体・個人】

　　　　　　対象作業　⇒　高齢者等の世帯の除排雪

　　　　　　燃料費　⇒　町負担ですが、ご利用後の燃料補充作業は町内会で実施

　　　　　　所管担当 ⇒　福祉課　（ＴＥＬ８７５－５８０８）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※車載搬出用の補助板も一緒に貸出し

　４．小型除雪機及び排雪用ダンプ（軽トラ）を無償で貸し出します

【対象：町内会・ＮＰＯ等の団体】

　　　　　　対象作業　⇒　高齢者等の世帯の除排雪

　　　　　　燃料費　⇒　利用者の負担となります

　　　　　　所管担当 ⇒　八郎潟町社会福祉協議会　（ＴＥＬ８７５－３８７１）

※車載搬出用の補助板も一緒に貸出し

　※上記１～４の組み合わせも可能です。

■排雪場の追加指定

　　○昨シーズンまで

八郎潟展示館（うたせ館）駐車場隣町有地と夜叉袋（通称三枚橋付近）

　　○追加指定

　　　　　大道駐車場の北側（出入口はＢ＆Ｇプール側）

■空き家の雪による苦情の受け付け

　　　　空き家の屋根から雪が落ちて迷惑している、屋根の雪の重みで倒壊の危険がある、などの苦情や情報があった場合、町が空き家の所有者に対し対策を講じてもらうよう交渉しますので、ご連絡ください。

　　　　　　所管担当 ⇒　町民課　（ＴＥＬ８７５－５８０６）